委任状

令和　　年　　月　　日

宮城県知事　村井　嘉浩　殿

申請事業主

住所

名称

代表者

役職・氏名　　　　　　　　　　　　　　印

※署名又は記名押印（代表者印）が必要です。

**私（当社）は、裏面記載の注意事項を理解した上で、下記１記載の代理人に、下記２記載の委任事項を処理する一切の権限を委任するとともに、下記３記載の事項について誓約します。**

記

**１　代理人**

　　住所

　　名称・氏名

　　連絡先電話番号

**２　委任事項**

宮城県事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）に係る事業計画認定申請書、事業計画認定変更（廃止）申請書、支給申請兼実績報告書（兼認定変更申請書）及びこれら申請書に添付する書類の作成・提出といった申請手続に関すること。

**３　誓約事項**

　(1)　過去3年間に宮城県事業復興型雇用創出助成金を含む各種助成金等を不正受給したことはありません。

(2)　暴力団、暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者が経営・事業運営に関係していません。

(3)　宮城県税に未納はありません。

(4)　宮城県事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）に係る申請書及び関係書類の記載事項について、事実に相違ありません。

**注意事項**（特に注意していただきたいことは、以下のとおりです。）

**１　対象労働者について**

次のいずれかの事由に該当する場合は認定されません。

　　①　認定（認定変更を含む。）申請日の属する年度の前年度の4月1日以降に解雇した場合は、解雇者の人数に相当する労働者分

　　②　再雇用者にあっては、認定（認定変更を含む。）申請日の属する年度の前年度の4月1日以降に、期間の定めのない又は更新可能な1年以上の有期雇用で同一事業所に就労した事実がある労働者。

　　③　派遣労働者　など（支給要綱第5第2項関係）

**２　記載事項について**

(1)　記載事項について確認が必要となった場合、追加で書類を提出していただくことがございます。

(2)　記載事項に相違があった場合のほか、申請のあった事業所から無作為に事業所を選定し、支給要綱第30に規定する実地調査等を行うことがございます。

**３　助成金の支給について**

　(1)　万が一、対象労働者に未払い（例えば、最低賃金を下回っている場合は、最低賃金との差額分の未払い、又は、時間外、休日及び深夜の割増賃金の未払いなど）があった場合は、助成金は不支給となります。

　(2)　支給申請兼実績報告の際に、離職していた場合や要件に合致していないことが判明した場合には、減額又は不支給となります。

**４　助成金の受給について**

本助成金を不正受給した場合又は本助成金の支給要件に反した場合その他支給要綱に規定する取消事由に該当した場合は、認定、変更認定又は支給決定が取り消されることがございます。また、取り消された場合において、既に助成金の支給を受けた者は、補助金等交付規則第18条の規定により、年10.95％の加算金及び延滞金を加算して返還しなければなりません。

以上